

しるべ通信

第15号(2018年立春号)

しるべ総合法律事務所 平成30年2月13日発行
460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-27

ご 挨拶

しるべ通信第15号をお送りいたします。昨年夏に第14号を発行してから半年以上も経過してしまいましたことをお詫び申し上げます。

今年は、何といても、新年早々8日の成人の日に成人用の晴れ着の販売・レンタル業者「はれのひ」が突然の営業停止をしたというニュースに驚かされました。一生に一度の成人式に晴れ着で出席できるようにと謳って営業をしてきた業者が、成人式当日に突然それを不可能にさせるという、顧客無視の行動をとったのです。詳細は不明ですが、「はれのひ」は今年の成人式には顧客の注文に応じきれなくなることはかなり前から分っていたのではないかと思いますから、新成人が他の業者で準備できるような時間的余裕をもって事業の停止を表明すべきであったと思います。

昨今は各種事業の有名メーカーのいくつかが検査データのねつ造をするなど顧客軽視の風潮が目立つようになって、社会の殺伐さを感じておりますが、他方で今回の「はれのひ」事件で主催者自治体、美容関係業者やボランティアなど多くの人々が、当日困惑した新成人のためにできる限りの奉仕をし、さらには有志が第二の成人式を挙げて新成人を招待するなど物心両面からサポートしたことは、まだまだ捨てたものではないと思います。

(弁護士 相羽洋一)



(株式会社中外陶園ご提供)

法窓漫筆

羊頭狗肉

弁護士 宮 本 増

新しい年を迎えました。今年は戌年、戌年は商売繁盛、作物の収穫が多い年だといわれていますからありがたい年になりそうです。また、近年のペットブームで犬を飼う人が随分増えました。私の家の周辺でも朝夕に犬を連れての散歩姿がごく日常的な風景です。忠犬ハチ公の例をひくまでもなく、犬は家畜の中でももっともロイヤリティに富み、それだけに飼主にしてみればときに家族以上の存在になることもあるのでしょう。もっとも、犬に関する諺や言い伝えなどを調べてみると、必ずしも犬族に対して好意的なものばかりではないようで「犬も歩けば棒に当たる」や「負け犬の遠吠え」もその類いです。そこで、戌年にちなんで犬に関する言い習わしを一つ。戌年早々あまり犬を褒めるわけでもない話をするのは少々気が引けるのですが、中国宋時代の漢籍に出てくる羊頭狗肉という言葉をご存じの方は多いと思います。羊の頭を売るように見せかけて実は犬の肉を売る、すなわち見せかけと実際が異なるいわゆるインチキな商売をすることを指します。古来、中国や朝鮮などの地域では犬の肉が食用に供されてきましたが、羊の肉に比べると味も肉質も劣り食用肉の中ではもっとも低廉で人気のない肉だったようです。これを羊の肉と称して売るので、千数百年以上も前から人間社会にはインチキ商法が存在したということです。もっとも、勝手にそんな扱いをされた犬の方が迷惑がっているかもしれません。

とはいえ、困ったことですし情けのないことでもあるのですが、この羊頭狗肉商売は現代の私たちの周りでも後を絶ちません。エルメスの鞆だと思って買った、どこか国内の町工場で作られた偽物であったり、万病に効く高麗人参含有の高級薬品と聞いて求めたが、高麗人参とは真っ赤な嘘だったとか、また、様々な誇大広告の氾濫、そんな騙しだまされた話がごろごろしています。時にはうっかり騙された方も悪いなどと言う批判も飛び交う始末です。

しかし、羊頭狗肉的商売が許されるわけではありません。今は見かけなくなった露天商売では威勢のいい口上の中に少々の嘘や誇張があっても当たり前と言われましたし、ふうてんの寅さんのたたき売り口上しかりで、これらはあくまでもご愛敬ですが、他方できちんとラベルを貼り、ショウケースに並べた商品では嘘や誇張はご愛敬として許されることはありません。ラベルの表示や案内を信用した消費者は保護されるべきなのです。そうした消費者を保護しようという考えは世界的な趨勢で、消費者を守ってこそ自由で活発な経済活動が成り立つという考え方です。

我が国の法律でも不正競争防止法という法律は、他人の商品表示を勝手に使用したり、形態を模倣することを禁じ、時には罰則を適用していますし、消費者基本法では、国にそうした方向で施策を進めることを求めています。消費者庁にも頑張って貰わなければいけません、いかかわしい商法が跋扈する中で私どもも羊頭狗肉的商売に踊らされないように賢くなる必要があります。

泡瀬干潟埋立に反対する公金支出差止請求事件にかかわって

弁護士 原 田 彰 好

- 1 昨年の「しるべ通信立春号」でご紹介したとおり、泡瀬干潟は沖縄市の前面に広がる沖縄最大の干潟で、豊かで貴重な生態系を有しています。2002年から国、沖縄県、沖縄市は共同してこの泡瀬干潟と周辺の浅瀬計186.5 haの埋立工事を開始しました。この事業は、①リゾート開発により観光客を増加させ地域経済を活性化させる、②埋立海域を泡瀬干潟に近接する「特別自由貿易地域」の泊地・航路の浚渫土砂の処分場とするなどが目的です。

地元住民は県と市を被告として05年「第1次泡瀬干潟埋立公金支出差止請求住民訴訟」を提訴し、私は他の弁護士たちと共にこの裁判を担当しました。この裁判では08年一審判決、09年控訴審判決が出され、いずれも埋立工事の続行は違法と判決したので、埋立工事は一旦は中止されました。

- 2 しかし、国、県及び市はその後新たな「土地利用計画」を策定し、11年知事の埋立事業変更許可を得て埋立工事を再開しました。変更した計画は、前記事業目的①、②はほぼ変わらず、埋立区域を約96 haと縮小し、競技場や人工ビーチ、宿泊施設等を誘致して、スポーツ関係者や観光客、地元住民年間計415万人の需要を見込むというものです。

このため、住民原告は11年に「第2次訴訟」を提起しましたが、15年一審判決、16年控訴審判決、17年10月上告審決定は、いずれも住民原告の請求を棄却しました。

- 3 これら一連の訴訟を通じての感想ですが、まず、裁判所が内容について判断する際の姿勢について、第1次訴訟では裁判所は事業の適法性を判断するに際し、埋立事業計画策定手続や計画の内容に踏み込んである程度積極的に判断する姿勢を示しました。例えばアセス手続などでは「不十分な点が散見される」などの記述をしています。

これに対し、第2次の各判決は行政当局に対して広い裁量権原を認め、知事らの判断が「著しく妥当性を欠く」場合にのみ違法となるとして、本件事業計画策定手続や内容に踏み込んで判断しないとして、形式的に一応の資料等に基づいて事業計画が立案されており、知事らの裁量権の逸脱・濫用は認められないとしました。しかし、例えば津波について言えば、県の防災計画での最大遡上高の予測値の津波が本件埋立地に襲来した場合には本件埋立地は完全に水没しますが、他方で本件事業の需要予測では1日あたり平均約1万1370人がこの埋立地に滞在することになっており、赤ちゃんや高齢者などの訪問者が大地震の最中に安全に避難できる保障はありません。第2次訴訟では裁判所はこの点をほとんど判断しておらず、裁判所は災害防止の点について職責を果たしていないと思います。

- 4 裁判中研究者や環境NGOからの研究成果の提供を受け、これにより泡瀬干潟の豊かで貴重な生態系の存在を裁判所にも訴えることができました。しかし、この豊かな干潟の生き物たちがそのまま埋められてしまったことは、残念でなりません。「自然との共生」をより一層法的な制度として形成することが必要と感じているところです。

相続問答あれこれ (13)

遺産の分割というのはどのようにするか(5)

弁護士 鷲 見 弘

Q 1 私の友人からの相談ですが、教えていただけますか。長い間手広く商売をしてきた父親が亡くなりましたが、母親は既に亡くなっていますので、相続人としては長年父親の仕事を手伝ってきた長男とその弟である私の友人と、末っ子で身体障害のある妹の3人でみな成人です。ところが、長男がもう何ヶ月にもなるのに、家業も遺産一切も一人で取り仕切っていて分割をしようとしませんし、遺産の中味も教えてくれません。どうしたものでしょうか。

A それはお困りですね。長男の人は、多分父親の仕事を手伝ってきたことによる、遺産に対する寄与分（しるべ通信2014年初夏号）を主張し、それが認められることになるでしょうが、そうかといって遺産を独り占めにしてよいということにはなりません。当然分割協議をすべきです。協議を求めても応じてくれなければ、家庭裁判所へ遺産分割の調停を申し立てることができます。

Q 2 長男が教えてくれないので、遺産の中味もさっぱり判らないとのことですが、それは家庭裁判所で調べてくれますか。

A 調停の申立がされれば、まず調停委員会の方から長男の人に遺産の内容を明らかにするよう求めるでしょうね。長男がそれに応じなかったり、応じてもその内容が十分でなければ、調停を主宰する裁判官の指示で家庭裁判所調査官や裁判所書記官による独特の調査ができますし、裁判官から他の官公書や金融機関等に必要な報告を求めることも出来ますのでそのような方法で調べてくれるでしょう。また、一部相続人の不正が疑われる等緊急な必要性が認められる時は、調停を打ち切ってもらって遺産管理人選任の審判を申立て、そのうえで然るべき遺産管理人を選任してもらって管理を委ねるということも可能です。

Q 3 遺産管理人はどんな権限を持っているのですか。

A 遺産管理人の権限は、まず遺産の内容を調査把握した上でそれを保存し管理することです。保存とは遺産の現状を維持することで、不動産について相続登記をすること、貸し金などの債権については債務者から弁済を受けたり、消滅時効にならないように中断の手续をとること、支払わなければならない債務を弁済することなどがあり、管理とは権利の性質が変わらない限度での利用又は改良することをいいます。例えば解除理由がある不動産の賃貸借を解除するなどがこれに当たるでしょう。それ以上の遺産の処分行為、例えば物件の売却行為については、家庭裁判所の許可があればできます。

Q 4 ところで遺産の調査をするには、家庭裁判所に遺産分割の調停や審判の申立をして裁判所に調べて貰うしか方法はないのでしょうか。

A いいえ、特に相続人間に争いがなくても遺産の内容がハッキリしないので、まずそれを調べたいということも多いでしょうが、それは相続人でもできます。例えば不動産があれば法務局で不動産の登記簿謄本を取り寄せてその正確な内容や債務の担保になっていないかどうかを調べることができます。また銀行預金の内容を正確に調べたいときにはその銀行に行って相続人であることを証明して(そのためには何が必要かは予め問い合わせれば教えてくれます)預金残高その他の必要事項を教えてもらえますし、残高証明書も交付してもらえます。また最近弁護士が相続事件に関与することが多くなっていますが、弁護士は受任している事件について、弁護士法に基づいて所属の弁護士会を通じて公務所又は公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めるよう申し出ることもできますので、それによっても相当程度の調査は可能です。

Q 5 ご相談の件についてですが、仮に分割協議の結果、長男が優先的に多くの遺産を取得する代わりに、身体障害者の妹の扶養義務を一人で負うことに決まった場合、もしそれを履行しなかったときは、その協議違反として遺産分割そのものを解除することができますか。

A 残念ながら、それはできないというのが最高裁判所の裁判例です。もちろん当然妹さんご本人からは分割協議における合意事項として扶養義務の履行を求めることができますが、分割協議自体を無効にして協議そのものをもう一度やり直すということはいけません。

Q 6 もし末の妹さんが身体障害だけでなく知的にも障害があったときにはどうしたらよいのでしょうか。

A 知能上の障害の程度にもよりますが、法律上の制度として判断能力の程度に応じて障害者の保護のための成年後見等の制度が設けられています。障害の重い順に、後見、保佐、補助の3段階に分けて、それぞれ家庭裁判所で決められた後見人、保佐人、補助人が付いて、法律上の効果を伴う本人の行為について一定の範囲でこれを補い、あるいはこれを助ける制度です。このうち当然に本人の代理権を持っているのは後見人だけですが、保佐人、補助人も裁判所の許可があれば代理権を持って本人に代わって法律上の行為をすることができます。

Q 7 後見等の申立は誰がするのですか。

A 本人又は4親等内の親族の申立によります、後見人等は家庭裁判所が決めることになっています。

Q 8 そうすると、その後見人等が本人に代わって遺産分割の調停の場に出席することになるのですか。

A 本人と一緒に、又は本人に代わって出席します。ただ、遺産分割協議について当然に本人を代理する権限を持つのは後見人だけで、保佐人は同意権はありますが代理権は家庭裁判所の許可が必要になりますし、補助人は、同意権も代理権も家庭裁判所の許可が必要になります。

契約による財産管理制度及び成年後見制度についての雑感

弁護士 谷 口 優

弁護士会で1998年ころから運用され始めた契約による財産管理制度（以下「財産管理制度」といいます。）が20年近く経過したことに鑑み、この制度について、やぶ睨みに雑駁な意見を述べさせて頂くことにします。

1 財産管理制度のはじまり

民法上の成年後見制度（民法7条、843条～847条）は、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状態にある人を対象としています。ですからこのような状態に至っていない高齢者は成年後見制度を利用することはできません。しかし、判断能力のある高齢者でも信頼できる人に自分の財産の管理の全部や一部を委任して、自分の預貯金や有価証券、不動産等の財産の管理や施設入居への手配（入所契約の締結など）、毎月の必要な経費や手元金を交付してもらうことは自由にできます。そこで、弁護士会は、これを希望する高齢者が弁護士会に受任できる弁護士の紹介を求めたときに、弁護士会としても信頼のできる弁護士を紹介するため、財産管理についての研修を受けた弁護士を登録させて、その弁護士が財産管理を受任したときにはその管理内容について所定の報告をさせることによって不正を防止しようというシステムを作ったのです。高齢者の日常介護については弁護士が担当するのは適切でなく、親族、施設の介護者やデイサービスの介護者が担当することを予定しています。

ちなみに任意後見という制度がありますが、これは、高齢者が、将来自分の判断能力が不十分になった時に備えて、予め後見人等として財産管理などをしてもらう人とその権限を指定しておく制度です。公正証書によって受任者と契約をし、法務局に登録をしておき、高齢者の判断能力が不十分になった時に家庭裁判所によって後見監督人が選任された時から契約の効力、すなわち任意後見人としての権限が与えられるというものです（任意後見契約に関する法律参照）。ですから、任意後見制度では、高齢者がまだ判断能力を備えている段階では第三者に財産管理の権限を与えることはできません。

2 財産管理から成年後見制度へのバトンタッチ

いつまでこの財産管理契約を利用するかは契約で取り決められます。民法の委任契約の範疇に属するものだからです。その契約の定型モデル書式が各弁護士会に用意されていますのでお問い合わせ下さい。高齢者がこの契約を利用している途中で認知症等を患い民法上の成年後見制度を利用できる状態になったときは、民法653条では委任者の判断能力の喪失自体は契約の終了原因とはされていないので、そのまま契約が継続することになります。ただ、高齢者が成年後見制度を利用する状態になった場合には、本人の意見を求めることができないことから、より厳格な制度である成年後見制度を利用することが最良であると考えられています。家庭裁判所へ成年後見を求める申立をしなければなりません、申立権者（民法7条）は限定されていますので、その協力が必要となります。成年後見開始となれば、財産管理契約は終了し

ます（民法653条3号）。

3 高齢者社会の到来の中で

平均寿命が80歳を超え、90歳あるいは100歳を超える年齢の高齢者が増加しています。その中でもひとり暮らしの高齢者多くなってきており、そのような高齢者を狙った「おれおれ詐欺」が毎年増加しています。これに対する対策も考えられています。

- ・市町村では、一人暮らしの高齢者に訪れる機会のある金融機関の担当者に異常を発見した場合には市町村へ連絡するような協定を金融機関と締結しているところもあります。
- ・町内会の役員の方々がお年寄りを訪問することをやられている地域もあります。
- ・この方々が、高齢者それも一人暮らし高齢者の財産を預かり管理することも現実問題困難ですので、上記しました財産管理見制度を利用し、弁護士に財産管理を行ってもらうのが実践的なものと考えられます。

ところが、昨今弁護士が成年後見対象者である高齢者の財産を使い込んだ等の報道に接する機会が増えてきました。弁護士は社会正義の実現、人権の擁護を旨として業務を行うべきものですが、弁護士だからといってその肩書だけでは財産を任せて安心という見極めは一般市民から困難であります。弁護士会は家庭裁判所から後見人となる弁護士の推薦を求められたときに、1で述べたように研修を受けて登録された弁護士を推薦していますが、家庭裁判所が選任した後見人に対して直接監督をすることはできません。

家庭裁判所は、成年後見制度の運用について成年後見人を監督する立場にあり（民法863条）、後見人の事務について必要な処分を命じることができます（同条2項）。この権限に基づいて家庭裁判所は後見人に被後見人（後見制度の対象となる高齢者など）の財産（目安として1000万円以上の現金預金です）については後見制度支援信託を利用せよと命じることが常態となっています。この支援信託契約を解約するには家庭裁判所の指示が必要となっているので、後見人独断で解約は出来ません。このように被後見人の財産が違法に使われることを防ぐ制度として機能することになります。この支援信託契約は信託銀行との間で締結します。

金銭以外の財産は、従来どおり後見人が管理します。後見人を監督するのは家庭裁判所ですので一定額以上の有価証券、不動産等の処分については家庭裁判所の許可を要することや数か月に一度の割合で財産関係の報告をすることを後見人に指示しています。

では、1でのべた財産管理制度を利用する場合にも後見制度支援信託のような契約を利用できないのでしょうか。利用も不可能ではないと思いますが、正確なことは最寄りの信託銀行に相談し確認されてはと思います。ただ、財産管理制度は、高齢者と任意後見人となる弁護士との信頼関係を基にしている制度です。もともと支援信託契約は弁護士が信頼できないという観点から制度化されたものですので、信頼できる弁護士であればこのような制度を利用する必要はないと思います。財産管理に疑問があれば弁護士に問い合わせればよいことですし、弁護士はそれに対して報告すべき義務を負っています（民法645条、654条）。

高齢者の財産管理は、ご本人にはもちろん、ご家族にとっても大変重要な問題です。弁護士などによくご相談されることをお勧めいたします。

もう、お金を払ったのに……

弁護士 成 瀬 玲

1 今年の成人の日のニュースは何といっても、振り袖の販売やレンタル等を行っていた会社の「はれのひ」が突如事業を停止し、成人式を迎えた多数の方が予定していた着物を着られないというものでした。人生に一度の成人式、振り袖を着て、式に出席することを楽しみにされていた新成人の方々の気持ちを思うと、なんとも言えないものがあります。

2 この「はれのひ」については、横浜地方裁判所より破産手続の開始決定がなされました。1年程前にも旅行業者の「てるみくらぶ」が突如事業を停止して破産に至ったということがありました。このように、会社の破産により、事業を営んでいる方だけではなく一般の消費者の方々がお金を支払ったのにその対価が受けられないというケースが時々見られます。

では、破産の手続きとは、具体的にはどのように手続きが進んでいくのでしょうか。

ここに、多額の負債があるために事業を継続することができない会社があるとします。しかし、裁判所は勝手にその会社について破産の手続きを開始することはできません。そのような会社は、裁判所に対して自ら破産手続開始の申立をすることが必要となります。このように、自ら破産の申立をするケースを自己破産といいます（破産法上では債権者からの申立も可能ですが、現実には、ごく少数で、ほとんどは自己破産です。）。

裁判所は、会社からの申立がなされた後、必要書類が揃っており、債務超過などの破産の要件があることを確認した上で、破産手続開始決定を出し、同時に破産管財人を選任します。破産管財人の主な役割は、破産した会社の財産をお金に換え、債権者に平等に分配（配当）することです。ここで「債権者への平等の配当」とは、債権者に一律に同金額を支払うものではなく、債権の額に応じて按分して支払うことを意味します。5%の配当という場合1000万円の債権者には50万円、10万円の債権者には5000円ということになります。また、いうまでもありませんが、通常破産した会社には債権者の方々への支払に充てられるような財産はほとんどありません。ですから、配当が全く無い場合も珍しくなく、配当があったとしても、せいぜい数%程度となってしまいます。今回の「はれのひ」についても、残念ながら、着物のレンタル代金を先払いしていたのに貸してもらえなかったという方について、レンタル代金の返金はほとんど期待できないでしょう。

3 このように、払ってしまったお金を破産した会社から返金を受けることは、正直なところ、ほぼ不可能です。

ですが、例えば、旅行代金をクレジットカードの分割払いにしたけれど、旅行会社が破産したので旅行に行けなくなってしまったという場合で、分割払いの残金が残っているという時には、その分割払いの残金の支払については、クレジットカード会社（信販会社）に対して拒むことが可能となる場合があります（抗弁の接続・割賦販売法30条の4）。そのような際には、一度、弁護士にご相談頂くのがよいと思います。

韓国仁川のパラダイス・シティの旅行記

弁護士 横 江 俊 祐

同期の弁護士と2人で、1泊2日で韓国仁川のパラダイス・シティに行ってきました。旅程は土曜日13:40セントレア発～15:50仁川空港着、日曜日9:00仁川空港発～10:55セントレア着、滞在僅か17時間の弾丸トラベルです。航空会社は大韓航空で、仁川空港発着は1月18日にオープンしたばかりの第2ターミナルでした。

パラダイス・シティは、昨年4月に開業した統合型リゾート（IR）施設で、仁川空港からシャトルバスで約5分と近いため日本からのアクセスは抜群です（第2ターミナルからはシャトルバスで約20分かかるのでパラダイス・シティが目的の場合は第1ターミナル発着の航空会社を選んだ方が良いでしょう。）。

パラダイス・シティは、日本のセガサミーHDと韓国企業出資の合弁会社が開業しました。セガサミーHDは日本でのIR施設解禁を見越してノウハウを獲得しようというわけです（実際チラホラ日本人ディーラーがいました。）。IR施設というとカジノがクローズアップされがちですが、ホテル、商業施設、映画館、アミューズメント施設などを集約して幅広く観光客を誘致しようという施設です。パラダイス・シティはまだ開発途中で、商業施設や温泉施設、アミューズメント施設などは後日オープンする予定です。外国人観光客を呼び込みインバウンド消費を喚起することに主眼がありますので、カジノ利用者も外国人に限定されており、韓国人は利用できず、カジノ入場の際、エントランスの受付でパスポートの提示が必要です。

カジノの客はおよそ中国人3分の2、日本人3分の1で、客入りはほどほどでした。アメリカのTHHAD設置の関係で中国が韓国への渡航制限をかけているため、施設側が当て込んだほど中国人客を集客できていないようです。

テーブルゲームは中国人に人気のバカラテーブルが一番多く、他にはブラックジャック、ルーレット、大小、スリーカードポーカーなどのテーブルが開いていました。またサテライト方式（ディーラーが実際にプレイする様子を50席程度のサテライトに中継し、客はサテライトの画面でタッチパネル式でベットする方式）のルーレットとバカラが設置されており座席の3分の2ほどが埋まっていました。心理的な敷居が低くミニマムベットも低い（パラダイス・シティではバカラで5000ウォン、日本円で約500円）初心者も遊びやすいでしょう。

カジノ内のレストランは22時まで無料ビュッフェを提供していました。韓国らしくキムチやブルコギなどがあり、中国人向けなのか酢豚や炒飯などもありました。

カジノというと、紫煙と熱気にまみれた鉄火場で寄り付き難いという印象がありますが、パラダイス・シティは禁煙でスペースもゆったり取られており、ディーラーの雰囲気も柔らかく快適に過ごせました。7000円分のカジノクーポンも配布していましたし、観光目的の客をカジノに誘致したいという施設側の意図がよく伝わってきました。

肝心の勝負結果はともかくとして…、とても良い気分転換になりました。

公正な処遇が組織に及ぼす影響について

弁護士 渡 邊 真 也

1 組織における公正の研究

みなさんは、ご自身の「処遇の公正」について考えたことはあるでしょうか。ご自身の成果に対して会社や上司から正しく評価されているか、それが処遇に反映されているかを考えたことは一度はあるのではないのでしょうか。このような公正の問題、特に組織における公正については、①従業員がどういった事由から公正あるいは不公正を知覚するか、②公正あるいは不公正な処遇は、従業員の態度や行動にどのような影響を及ぼすか、などの研究が行われています。

2 「公正」とは

組織的公正の研究では「公正」を(1)分配的公正、(2)手続き的公正、(3)相互作用の公正に分類しています。

(1) まず、分配的公正とは、人が受ける結果に対する公正の知覚です。具体的には、従業員が自分の昇進や昇給などが成果との比較で釣り合っているかという問題です。成果に対する処遇が釣り合っていないと感じると、その従業員は不公正を知覚します。

(2) 次に、手続き的公正とは、人が受ける結果・決定に至る過程や手続きに対する公正の知覚です。手続き的公正の研究では、例えば、採用、昇進、昇格の決定の手続きが公正であると評価されるには、その手続きに一貫性があるか、偏見がないか、正しい情報に基づいて判断されているかなどが考慮され、それらにつき問題があると感じた場合、その結果・決定が不公正であると知覚されます。

(3) 最後の相互作用の公正は、他者から尊重されたり、丁寧な処遇を受けたかどうかに関する公正の知覚です。例えば、上司の部下に対する態度が丁寧であったり敬意をもって接してもらっていると部下が感じるとその処遇の公正感が高まると考えられます。

3 なぜ公正の知覚が問題なのか

不公正と知覚した従業員は、組織に対して様々な反逆行動を起こすことが指摘されています。ある研究では、従業員が職場で不公正だと感じていればいるほど、怠業やいじめ、さらには窃盗・横領などの犯罪行為を含む組織報復行動や反組織的行動を起こしやすくなることが示されています。犯罪行為は言語道断ですが、怠業などは些細なことと思われるかもしれませんが、ですが、それらを放置することで怠業が当たり前となる職場風土が形成されてしまう恐れがあります。一旦変化した職場風土を元に戻すことは容易ではないため、長期的に見ると組織に対するマイナスの影響は大きいと言わざるを得ません。

とはいえ、何を公正と知覚するかは人それぞれに異なりますから、これが公正であると一概に決めることはできません。ただ公正感が組織に及ぼす影響は決して小さくありませんので、マネジメントを担当される方は従業員の公正感についても意識される必要があると思います。

2018FIFAワールドカップにおける日本の成績予想

弁護士 鈴木 亮 平

2018年FIFAワールドカップが6月15日から開催されます。

ご存じとは思いますがワールドカップは、各地区の予選を勝ち抜いた32カ国を8つのグループに振り分け、各グループ4チームで総当たりの予選リーグ戦を行い、各グループの上位2チームが決勝トーナメントに進出するという形式を採用しています。

今大会、日本はグループHに入り、コロンビア（FIFAランキング13位）、セネガル（同24位）、ポーランド（同7位）と同組になりました。日本のFIFAランキングは56位なので、対戦相手はすべて格上のチームとなります。

日本が予選リーグを突破することができるかについて勝手に予想してみたいと思います。

予選リーグを突破するためには、なんといっても初戦の結果が重要です。過去の大会のデータ上、予選リーグの突破確率について、初戦で勝った国は80%、引き分けた国は50%、負けた国は8%となっています。すなわち、初戦で負けた国は92%の確率で予選リーグ敗退となっています。出場国が32カ国となった1998年大会以降、初戦で負けて予選リーグを突破した国は4カ国しかありません。過去の大会のデータから見ると、日本が予選リーグを突破するには「初戦で負けない」ということが重要になります。

日本の初戦の相手はコロンビアに決まりました。コロンビアといえば、前回大会でも日本と同組に入り、日本は1-4で負けたことが記憶にあります。今大会でも強豪ひしめく南米地区予選を危なげなく勝ち抜き、現在でもヨーロッパの強豪クラブチームで活躍する選手が大勢いるタレント集団です。

個人的には、コロンビアが現在でもかなりの強豪国であることや、今大会の日本代表が前回大会の日本代表よりも力が劣ることを考えると、奇跡が起こらない限り、今大会でも日本はコロンビアに負ける（引き分けすら難しい）だろうと思っています。対コロンビア戦の結果は、「0-3」あるいは「1-3」だと予想しています。

仮に、日本に奇跡が起こり、運良くコロンビアと引き分けることができたとしても、次戦のセネガルはアフリカ地区予選を無敗で勝ち進んできた強豪チームであり、最終戦のポーランドは前回大会3位のオランダですら敗退した欧州地区予選をグループ首位で突破してきた強豪国で、グループHの中で最も格上の国であることを考えれば、日本はいずれの国にも勝てないだろうと思います。

したがって、個人的な予想では、2018ワールドカップの日本の成績は3戦全敗、良くて1分け2敗で、予選リーグ敗退だろうと思っています。

しかし、何が起きるかわからず、ジャイアントキングが珍しくないのが「サッカー」の面白いところなので、今大会で日本代表に奇跡が起こることを信じ、応援したいと思います。

知的財産一口メモ (12)

シリーズ商品の形態と不正競争防止法

弁護士・弁理士 相 羽 洋 一

1 シリーズ商品の形態的特徴も不正競争防止法で保護されうる

商品の形態は、それ自体ではどの企業の製品かを示すものではありませんが、それが他の同種の商品と比較して顕著な特徴があつて、長年の販売実績などから特定の企業の商品であることが認められ（出所表示機能を持つに至った。）需用者の間に周知となった場合には不正競争防止法2条1項1号で保護されます。メーカーとしては新製品を販売していく必要がありますが、その場合にも以前の商品の形態と同じコンセプト、言い替えればシリーズ商品として売り出すことがよくあります。そのため、シリーズ商品に共通の形態的特徴をもって同号の商品表示に当ることがあるというのが判例です。

2 リモアスーツケース事件

ドイツのスーツケースメーカー「リモア」、がそのシリーズ商品に共通するケースの正面側と背面側の平面全体に一定の形状のリブ（シリーズを通じて寸法などが共通）を設けたことが他社商品と比べて特別な顕著性があり、長年の販売と宣伝等によりリモア商品であることは広く知られるようになったとして、これと類似するスーツケースを販売するインターネットショップ運営業者に対し販売の差止めと損害賠償を求めて大阪地方裁判所に訴訟を提起しました。

訴訟でリモアはシリーズ商品に共通の形態的特徴はケースの正面側と背面側の平面全体に一定の形状のリブを設けたことであると主張しましたが、判決（大阪地方裁判所平成28年5月24日判決。裁判所ホームページの「裁判例情報」をご参照下さい。両者のスーツケースの写真も掲載されています。）は、その特徴のほか、6面がほぼ完全なフラットな面で構成されその折り曲げ部も小さな曲率半径のカーブとして全体をすっきりとした直方体であること、本体の4隅に切り欠きがありそこにそれぞれ大きめの2輪のキャスターが目立つ態様で取付けられていることも加えてその全てが形態的な特徴だとして、シリーズ商品の形態の一部だけを取り出すリモアの商品等表示の主張は適切ではないと判断しました。これらの形態的特徴全体がリモアのシリーズ商品が他社の商品と特別顕著な特徴となっていて、それ故に出所表示機能を有するに至ったからだというのです。

判決は、念のためとして、インターネットショップ運営業者の製品がリモアのシリーズ商品の特徴的形態に類似しているかについての判断を示しており、リモア主張のリブの形状などについてはそれを具備しているものの、判決が追加した2つの特徴を欠いているので類似していないと判定しました。

3 判決に対する感想

リモアのシリーズ商品の形態的特徴についての判決の認定は間違っていないかもしれませんが、スーツケースを買おうとする者が何を見てリモアの物かどうかを判断するのかを考えてみると、全体を詳細に観察する者もあれば、目立った特徴を捉えて判断する者もあるでしょう。営業の混同を生じるような行為を禁じる不正競争防止法の趣旨からすれば、うっかり間違えてしまう人がいる場合には営業の混同を生じると考えるべきではないかと思います。そうすると、商品形態の特別顕著な特徴としては、いろいろな特徴がある中で、もっとも目立つ特徴をいうと考えることもできるのではないのでしょうか。本件では、リモアの主張した本体のデザインの特徴をもって足りると解する余地もあったように思います。